



～相続対策のながれ～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



1. 現状の把握 **すべての対策はここから始まります**

- 不動産の評価はいくらか？ ● 家族名義の預金は問題にならないか？
- 受取生命保険金はいくらか？ ● その他財産は？

2. ケース1～3のどれに当てはまるか？

(ケース1) 相続税がかからない場合

① 遺産分割対策

(ケース2) 相続税が発生しそうだが、対策により相続税がゼロに近くなる場合

① 遺産分割対策、③ 節税対策

(ケース3) かなりの相続税が発生し、納税資金を準備する必要がある場合

① 遺産分割対策、② 納税資金対策、③ 節税対策

3. 現状での問題点を把握する **しっかり問題点を把握**

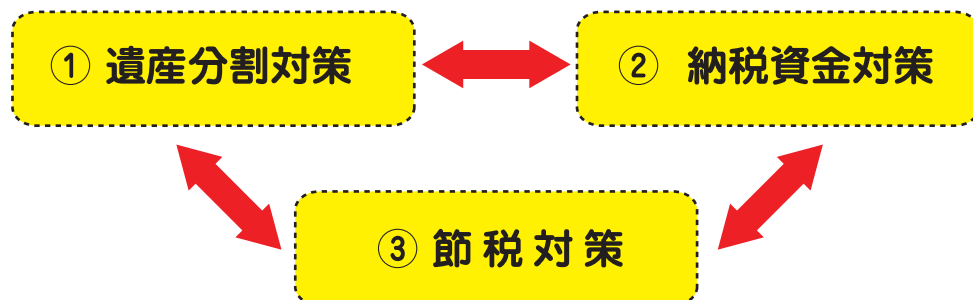
1、相続対策の3要素

① 遺産分割対策 ② 納税資金対策 ③ 節税対策

2、収益性の見直しなど。不動産の有効活用。

4. 対策案の検討と実行、見直し **実際に実行することが大事**

- ① 問題点の解決とご自身の納得いく相続的な対策の検討
- ② 具体的に実行していく
- ③ 定期的な見直し



※どれかひとつの対策に偏りすぎると、その効果以上の弊害が生じてきます。
※相続対策は、『感情』と『勘定』の問題がないように。
※全体的なバランスを考えることが重要!!

村尾法生税理士事務所（村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所）

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL：075-708-5591

FAX：075-708-5592

E-mail：murao-kimio@tkcnf.or.jp